

平成30年12月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

平成30年12月11日(火)

1. 議案上程(議案第90号から第100号まで)

補足説明、質疑、分科会設置

---

出席委員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
14番 米谷勝	15番 三浦利通	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

---

欠席委員(1人)

13番 船橋金弘

---

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

---

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一
観光文化振興部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	木元義博
企画政策課長	八端隆公	総務課長	山田政信

総務課危機管理室長	三浦幸樹	財政課長	田村力
税務課長	原田徹	税務課債権管理室長	佐藤淳
福祉課長	小澤田一志	介護サービス課長	平塚敦子
生活環境課長	伊藤文興	健康子育て課長	伊藤徹
観光課長	清水康成	男鹿まるごと売込課長	菅原章
文化スポーツ課長	鎌田栄	農林水産課長	武田誠
建設課長	畠山喜美	病院事務局長	菅原長
会計管理者	菅原信一	学校教育課長	加藤和彦
監査事務局長	鈴木健	企業局管理課長	太田穰
上下水道課長	真壁孝彦	ガス工務課長	鈴木博
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

### 午後 1時00分 開 会

○委員長（笹川圭光君） 皆様、お疲れさまです。本会議に引き続きの審査となりますが、よろしくお願ひいたします。

会議に入る前に、審査日程についてお諮りしたいと思います。

本委員会の審査については、本日と明日の2日間としておりますが、審査の進み具合を見て、再度協議いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） それでは、そのように進めさせていただきます。

これより予算特別委員会を開会いたします。

なお本日、13番船橋金弘委員から欠席の届出がありますので報告いたします。

本日の議事に入ります。

議案第90号から第100号までを一括して議題といたします。

この際、当局から補足説明を求めます。

はじめに、議案第90号について説明を求めます。船木総務企画部長

○総務企画部長（船木道晴君） それでは、私から、議案第90号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、一般会計の補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ159億8,360万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと2.0パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の債務負担行為の補正は第2表で、第3条の市債の補正は第3表で、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第90号平成30年度男鹿市一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

**○委員長(笹川圭光君)** 次に、議案第91号から94号までについて説明を求めます。

柏崎市民福祉部長

**○市民福祉部長(柏崎潤一君)** 私からは議案第91号から第94号までの各特別会計について説明を申し上げます。

まず、議案第91号平成30年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

恐れいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、国庫補助金や一般会計繰入金のほか職員の給与改定及び異動調整による人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ886万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ39億5,226万3,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.2パーセントの減となっております。

第2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、平成30年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第92号平成30年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、前年度からの繰越金のほか、職員の給与改定及び異動調整による人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2,370万5,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.05パーセントの増となっております。

また、第2項の款項の部分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

（以下 予算書説明）

以上で、平成30年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第93号平成30年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、保険事業勘定において、平成29年度介護保険特別会計決算の精算による調整等を図ったほか、職員の給与改定及び異動調整による人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,355万4,000円を追加し、補正後の予算総額を52億125万7,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと1.4パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表

によりご説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為についてであります。第2表によりご説明申し上げます。  
3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、平成30年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第94号平成30年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、前年度からの繰越金のほか、職員の給与改定及び異動調整による人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億5,975万9,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.5パーセントの減となっております。

第2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、平成30年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきますが、以上4件の特別会計補正予算につきまして、ご可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

**○委員長(笹川圭光君)** 次に、議案第95号について説明を求めます。菅原男鹿みなと市民病院事務局長

**○病院事務局長(菅原長君)** それでは、議案第95号平成30年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、男鹿みなと市民病院事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、10月までの実績をもとに、入院外来収益及び経常経費並びに資本

関係費の見直しを図ったものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

まず(2)の年間患者数であります。当初予算と比較し、入院では2,415人減の4万2,588人に、外来では1,688人増の7万7,518人に改めるものであります。これに伴いまして(3)の1日平均患者数につきましては、入院で116.7人に、外来で317.7人にそれぞれ改めるものであります。

また(4)の主要な建設改良事業費の車両購入費で170万6,000円を減額し131万8,000円に、蒸気ボイラー改修工事で516万2,000円を減額し4,343万8,000円に改めるものであります。

非常用蓄電池取替工事280万8,000円につきましては、当初は医療機械器具及び備品購入費として計上しておりましたが、起債の区分により工事費に改めるものであります。

2ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入についてであります。第1款病院事業収益で1億2,114万7,000円を減額し、補正後の額を24億4,936万2,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項医業収益で1億1,812万5,000円を減額し、補正後の額を20億9,579万9,000円とするものであります。入院収益について業務予定量の修正により1億2,768万円を減額し、同じく外来収益で955万5,000円を増額することによるものであります。

また、第2項医業外収益は302万2,000円を減額し、補正後の額を3億5,356万3,000円とするものであります。これは長期前受金戻入の減額などによるものであります。

次に、支出であります。第1款病院事業費用で8,799万円を減額し、補正後の額を25億5,092万円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項医業費用で職員給与費、材料費、経費、減価償却費など合わせて8,644万1,000円を減額し、補正後の額を24億9,172万

1, 000円とするものであります。

また、第2項医業外費用は、建設改良費の減額などに伴う消費税の見直しによるもので、154万9,000円を減額し、補正後の額を5,909万9,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず収入では、第1款資本的収入で904万2,000円を減額し、補正後の額を2億4,860万4,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項企業債は、建設改良事業の精算を見込み、1,120万円を減額し、補正後の額を5,940万円に、第4項国・県補助金は215万8,000円を追加し、補正後の額を415万8,000円とするものであります。

支出では、第1款資本的支出で616万8,000円を減額し、補正後の額を3億5,758万7,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項建設改良費で資産購入費等686万8,000円を減額し、補正後の額を6,635万6,000円に、第3項医師等修学資金貸付金で70万円を追加し、補正後の額を330万円とするものであります。

4ページをお願いします。

第5条は、企業債の限度額の補正であります。

車両購入につきましては、中古車の購入により起債対象外となり、補正後の医療機械器具及び備品購入と蒸気ボイラー改修工事、非常用蓄電池取替工事の起債限度額を5,940万円とするものであります。起債の方法、利率及び償還の方法は、条文記載のとおりであります。

次に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

内容は、職員給与費を3,350万円減額し、14億8,881万7,000円に改めるものであります。

以上の補正の結果、当年度末の収益的収入及び支出における収支差引額は1億155万8,000円の純損失が見込まれるほか、1億2,020万6,000円の資金不足額が発生する見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（笹川圭光君）** 次に、議案第96号から第100号までについて説明を求めます。木元企業局長

**○企業局長（木元義博君）** 私からは企業局に係る補正予算、議案第96号から第100号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第96号平成30年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本補正予算は、他会計補助金の組みかえ及び委託料など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整等に伴う人件費などを措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

（1）は、給水戸数で、既決予定戸数から76戸減の1万2,055戸に、（2）の年間総給水量では、既決予定量から3万599立方メートル減の300万5,676立方メートルに、（3）の1日平均給水量では84立方メートル減の8,235立方メートルに改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款事業収益では、既決予定額から1,702万6,000円を減額し、補正後の予定額を6億3,950万円とするものであります。

また、第1項営業収益で料金収入など964万円を減額、第2項営業外収益では、一般会計からの資本的繰入収益の組みかえなど784万5,000円を減額、第3項特別利益では、水道事業の手数料誤徴収に係る税務署から返還される消費税誤納金を措置したものであります。

次に支出であります。第1款事業費用では、既決予定額から284万5,000円を減額し、補正後の予定額を6億3,172万6,000円とするものであります。

また、第1項営業費用で旧野石浄水場の公募に向けた土地測量業務委託料などを措置したほか、異動調整等に伴う人件費などの減により371万8,000円を減額、第2項営業外費用では、水道事業の手数料誤徴収に係る遅延損害金を措置したほか、



消費税の減額により2万5,000円を減額するものであります。第3項特別損失では、水道事業の手数料誤徴収に係る還付金89万8,000円を追加したものであります。この結果、当年度純損失を185万9,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入では、既決予定額に726万2,000円を増額し、補正後の予定額を8,410万3,000円とするものであります。また、第1項企業債では、起債対象事業の確定に伴い250万円を減額、第3項負担金では、一般会計からの資本的繰入収益の組みかえなど976万2,000円を増額するものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出で既決予定額から656万3,000円を減額し、補正後の予定額を3億6,483万円とするものであります。また、第1項建設改良費では、配水管布設がえ工事費など656万3,000円を減額するものであります。これにより、資本的収支で不足する額は2億8,072万7,000円となるものであります。なお、上記記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、企業債の補正であります。上水道施設増補改良事業で起債の限度額を250万円減額し、2,550万円に改めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。(1)の職員給与費で職員の異動調整などにより205万3,000円を減額し、補正後の予定額を8,759万円とするものであります。

以上で、議案第96号平成30年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第97号平成30年度男鹿市ガス事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

本補正予算は、ガス売り上げ及び器具販売収益など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整等に伴う人件費などを措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。(2)の年間総供給量で既決予定量から4万7,260立方メートル減量し、256万5,908立方メートルに、(3)の1日平均供給量では、129立方メートル減量し、7,030立方メートルに改めるものであります。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款ガス事業収益では、既決予定額から134万5,000円を減額し、補正後の予定額を5億8,493万4,000円とするものであります。また、第1項製品売り上げで料金収入769万円を減額、第2項営業雑益では、器具販売収益など615万1,000円を増額、第3項営業外収益では、内管修理収入など19万4,000円を増額するものであります。

次に、支出であります。第1款ガス事業費用では、既決予定額に518万6,000円を増額し、補正後の予定額を5億8,246万円とするものであります。また、第1項営業費用では、異動調整等に伴い、人件費など減額となったものの原料費の増額により50万2,000円の増額となったものであります。第2項その他営業費用では、器具販売原価など469万4,000円の増額、第3項営業外費用では、消費税の減額などにより1万円を減額するものであります。この結果、当年度純損失を2,585万5,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款ガス事業資本的収入では、既決予定額から462万円を減額し、補正後の予定額を4,228万円とするものであります。また、第1項企業債で起債対象事業の確定に伴い400万円を減額、第2項負担金では、工事負担金62万円を減額するものであります。

次に、支出であります。第1款ガス事業資本的支出では、既決予定額から964万2,000円を減額し、補正後の予定額を1億5,620万3,000円とするものであります。第1項建設改良費では、964万2,000円を減額するものであります。これにより、資本的収支で不足する額は1億1,406万8,000円となる

ものでありますが、上記記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、企業債の補正であります。起債の限度額であります。ガス経年管取替事業の限度額を400万円減額し、3,600万円に改めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。(1)の職員給与費を職員の異動調整などにより99万円減額し、補正後の予定額を9,789万6,000円とするものであります。

第7条は、棚卸資産購入限度額の補正であります。棚卸資産購入限度額をガスの原料費高騰などにより、既決限度額に1,084万円を増額し、2億5,784万5,000円に改めるものであります。

以上で、議案第97号平成30年度男鹿市ガス事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第98号平成30年度男鹿市下水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

本補正予算は、使用料など企業債利息など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整等に伴う人件費などを措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。(1)は排水戸数で、既決予定戸数に61戸増の5,871戸に、(2)の年間総処理水量では、既決予定量から2万1,879立方メートル減の140万8,817立方メートルに、(3)の1日平均処理水量では、既決予定量から60立方メートル減の3,860立方メートルに、(4)の主要な建設改良事業、管渠建設改良事業では、既決予定額から4,250万円を減額し、2億6,440万円に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款事業収益では、既決予定額から293万円を減額し、補正後の予定額を8億1,803万4,000円とするものであります。また、

第1項営業収益で下水道使用料173万6,000円を減額し、第2項営業外収益で長期前受金戻入119万4,000円を減額するものであります。

次に、支出であります。第1款事業費用では、既決予定額から1,156万7,000円を減額し、補正後の予定額を7億8,678万円とするものであります。また、第1項営業費用で職員の異動調整による人件費など47万1,000円を減額し、第2項営業外費用では、企業債支払利息など1,109万6,000円を減額するものであります。この結果、当年度の純利益を2,572万1,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入では、既決予定額から3,759万5,000円を減額し、補正後の予定額を6億6,395万5,000円とするものであります。また、第1項企業債で補助事業費の確定に伴い、企業債2,320万円を減額、第2項補助金では、国庫補助金2,125万円を減額、第3項負担金等では、受益者負担金など685万5,000円を増額するものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出では、既決予定額から4,526万7,000円を減額し、補正後の予定額を10億4,250万9,000円とするものであります。また、第1項建設改良費で建設改良事業費など4,699万2,000円を減額、第2項企業債償還金では172万5,000円を増額するものであります。これにより、資本的収支で不足する額は3億7,855万4,000円となりますが、上記記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。また、一時借入金につきましては、2,500万円に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、企業債の補正であります。起債の限度額であります。公共下水道事業で2,290万円減額し1億5,630万円に、特定環境保全公共下水道事業では、30万円減額し290万円に改めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

(1)の職員給与費を職員の異動調整などにより432万5,000円を減額し、補

正後の予定額を4,046万4,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、利益剰余金の処分の補正であります。資本的収支で不足する額を補てんするため、利益剰余金の処分額を既決予定額から4,104万5,000円減額し、1,087万2,000円とするものであります。

以上で、議案第98号平成30年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、53ページをお願いいたします。

議案第99号平成30年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本補正予算は、委託料など支出全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整等に伴う人件費などを措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

第1款事業費用では、既決予定額から105万円を減額し、補正後の予定額を8,684万8,000円とするものであります。また、第1項営業費用で施設の維持管理に伴う手数料など105万円を減額するものであります。この結果、当年度純利益を510万1,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。資本的収支で不足する額2,160万7,000円に変更はありませんが、補てん財源について上記記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。（1）の職員給与費を職員の異動調整などにより17万円を増額し、補正後の予定額を624万5,000円とするものであります。

第5条は、利益剰余金の処分の補正であります。資本的収支で不足する額を補てんするため、利益剰余金の処分額を既決予定額から805万3,000円を減額し、182万円とするものであります。

以上で、議案第99号平成30年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1

号)の説明を終わらせていただきます。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第100号平成30年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

本補正予算は、使用料及び委託料など収支全般の見直しを図ったほか、職員の異動調整等に伴う人件費などを措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。(1)の排水戸数では、既決予定戸数から4戸減の284戸に、(2)の年間総処理水量では、既決予定量から1,580立方メートル減の6万1,635立方メートルに、(3)の1日平均処理水量では、既決予定量から4立方メートル減の169立方メートルに改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款事業収益では、既決予定額から35万円を減額し、補正後の予定額を9,015万1,000円とするものであります。また、第1項営業収益で下水道使用料35万円を減額するものであります。

次に、支出であります。第1款事業費用では、既決予定額から197万6,000円を減額し、補正後の予定額を8,823万1,000円とするものであります。また、第1項営業費用で施設の維持管理に伴う手数料など197万6,000円を減額するものであります。この結果、当年度純利益を186万9,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。資本的収支で不足する額2,770万1,000円に変更はありませんが、補てん財源について上記記載の条文のとおり当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。(1)の職員給与費を職員の異動調整などにより52万4,000円減額し、補正後の予定額を464万3,000円とするものであります。

以上で、議案第100号平成30年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきますが、企業局関係の補正予算5件につきまして、

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番畠山富勝君の発言を許します。3番

○3番（畠山富勝君） 御苦労さんです。私からは、4点について質問させていただきます。

○委員長（笹川圭光君） すみません、起立をして発言をお願いします。

○3番（畠山富勝君） しりからこう、すねからかけで痛くて。

○委員長（笹川圭光君） せば座ってよろしいです。

○3番（畠山富勝君） すいません。最初は座ってやってもいがあったことになってあったども、立ってだっきゃ。すいません。よろしくお願いします。

まず最初に、除雪についてちょっとお尋ねいたします。

この除雪等については、なかなか市民から、これでよしというなかなか、みんながよしというような、そのお話は聞いてこないわけですし、またこれ大変なひとつの作業だと思っております。そこで、このいろいろ雪降って、そして何かこう除雪して、もうちょっと天気いぐなれば、てかっついていけばあどがだつと解けていってしまっ、何かもったいねじえんこだなど、特にこの後の豪雪等なものしあれば、いわゆる財調が一気にもう吹っ飛んでいくというようなこの状況下の財政の中で、建設課の方ではまずこの委託業者についてどのような審査とか、あるいはまたロス時間、路線についての見直しをしているのかなと思っております。いわゆるその除雪業者について、この除雪に当たっては、それぞれの審査が当然あるわけです。重機の容量、あるいはその作業のいわゆる免許と照合とか、納税の状況とかといろいろ当然審査されるわけですけれども、その中でも最近よく大型バスとか云々で運転手さんが急に失神したりして事故起きている状況があるわけです。この寒暖の差が激しい朝早く除雪に向かう、その作業に当たる人のいわゆる健康診断書っていうんですか、そういうものも添付なされて審査なされているのかなということが一つと、それから、なかなか自分は年いっても健康だという自負と誇りを持ちながら業務に当たっている会社でなく、1人のその業者でやっていると。自分が1人でやっているとこの方その年

年齢がどれぐらいの方々が、いわゆる高齢者を超したそういうその人がいるのかなと、それらについてはどういうふうに指導しているのかなということと、それからロス、このタコを回してしまえば、あともうずっと終わるまでタコ回しっぱなしになるわけですね。そうすると、いわゆるあの除雪をずっとやっている方々は、一つの既得権とか縄張りの意識を持って、なかなかその路線を譲らないというような話も聞こえてくるわけですが、いわゆるこのロス時間が大きなやっぱりこの無駄な金になっているような気がするわけです。いわゆるAならAの集落にその登録業者がいると。そこさ自分の重機置いてるけれども、昔からのあれの関係で自分の重機を置いてるところを除雪しないで、BだらBの方の集落に除雪しに行くと。そうすれば、その間、いわゆる基幹道路と小路とのすみ分けされるわけですが、やっぱりすみ分けされているその集落のまた移るときには、大きなロス時間が生じるわけですね。何も除雪もしないで、その時間1時間何ぼという、そのタコが回ってるもんだがら、そういうふうな検証、検問、それこそ見直しというのはしているのかなと、その点についてひとつお尋ねします。

それから、もう一つ、いわゆる外国人人材の拡充法案が成立なされました。私方素人感覚からいっても、何かこう荒削りな法案が通過したなと思ってるところでございますけども、ただ、その業種とか地域によっては、何と申しますか喫緊の課題がゆえにこれから整備されていくということですが、この男鹿の場合も以前から、二、三年のスパンの中で外国人が就業しているわけですね。ずっと入道崎から温泉かけて。これからもこの外国人人材の拡充というのが、法案が成立した場合、今でなくてもなかなか人手不足で温泉あたりも閉鎖すると。冬期間はやめるというような温泉が出ている、ホテルが出ているわけですが、この方々のですね国民健康保険の部分さ入っていくと私の所管ですので、そうでなくて、国民健康保険税の滞納とかねそういうのがあるのか、また今後、そういう外国人が就業する場合のどのような対策をとっていくのか、なかなか結構、アメリカあたりはなかなかそういうものないというふうな、ない国もあるし、なかなかなじめない日本の制度、それをどうやってその業者と把握しながらその対策を取っていく考えなのかなと、これが2点目です。

それから3点目については、この上水道の事業会計補正予算の中の5ページで、ここに出てきているわけですが、いわゆる消費税の誤納と。それが法律に基づいて、



10年が法律で最大に許されている部分だから、それを返納すると。返金ですか、するということですがけれども、その後に委員会でも一回もんだという話ですが、その後に五城目さんの方では30年を遡って同じような事案でですね。その10年、法律では10年だから、その10年分を計上したと、返金するということですが、そうすれば例えば水道料金が納めない方には督促とかいろいろなその行政の方で通達すると。いわゆる権利というものはあくまでも主張して、それをいただかなければならない。だけれども、法律上は10年と言っても、ただそれだけでそう片付けていいのかなど。やっぱり道義的なものもなければならぬし、行政というのは、やっぱり地域住民に対してのあたたかみとかいろいろ与えてやらなければならない部分で、金額が多いとか少ないとかの問題でなくて、やっぱりもうちょっと遡って合併時なら合併時、そういうふうな書類があるのであれば、それに基づいて返金すべきものだと、たまたま金額が少ない、ある意味においては1件当たりに対しての金額は、そんな大きな金額でないからという話ではないわけですが、あえていえばたまたまこの金額の範囲内であれば、もうちょっと考える余地はあるのではないかなという考えですが、それらについてのまた回答もお願いしたいところでございます。

4番目は一般質問の中でもユネスコの登録の関係で、これからどう行政がやるという質問の中でいろいろあったんですが、観光客の何ですか誘客の戦略について、いろいろな面、一般的な方々、あるいは教育旅行とかいろいろあるわけですが、一つはまず、これを契機にやっぱり首都圏の方にもうちょっと力を入れてやっぱりその糸口を広げていかなければならないと思っております。JTBの秋田支店長ですか、支社長は、これを契機と一緒に関東方面、首都圏の方にお誘いがあるようですし、それさあわせてJRと組んで、やっぱりもうちょっと誘客については、これを契機にですねやっぱりいくべきだと思いますけれども、これらについてどのような考えが持っているのか、そして、リピーターづくり、リピーターづくりとあって、やっぱり一番リピーターづくりでは、教育旅行というのが大きなウェイトを占めてくると私は思っております。今年度は御存じのように、ついてくる教職員は別としても、まず東京の方から、あるいは北海道、912人ですが、来年度は、来年度といたってもう数カ月、3カ月ちょっとといえ来年度なるわけですが、来年度については、今年は900人ちょっとですが、もう来年度は1,800人を超えると。それ

に教職員がついてくると。そして更来年度は、もう2,300人ぐらい、大体、それは副市長、一番よく中身を知っていると思いますけれども、そうすれば、今まで補助金というのが1人に対して幾らかと、2,000円ですか、出しているわけですね。このようにやっぱり教育旅行の生徒が膨らんでくると、その2,000円掛ける倍以上になっていく、今年度あたりから。そうすれば、そういうふうな財源というのは、どういうふうにかかっているのかと。中身を言いますと、1人2,000円に対して1,000円は学校の方へいくと。あとの1,000円は業者にいくわけですね。それでも、このシステムというのは男鹿だけでなく、いろいろな自治体でこれ取り入れられているわけです。いわゆるこれの出発というのは、東日本大震災の3.11のときに、なかなか国民が喪に服すということで出歩くのを控えていたと。大変だということで、業者に、いわゆるエージェントだすな。エージェントに1人連れてくると2,000円という、いわゆる私はその当時は言わなかったんですけども、体裁のいい賄賂だなんて言ったんですけども、これも全国的なそれ。但し、それから今度ファム、ファムもなかなか効果あったんですけども、文科省の教科書問題でそれもなかなか、それもどこの教育委員会もちょっと消極的になってきているわけですけども、このいわゆる補助金というのは、どういうふうにかかっているのかと。今後、これだけの教育旅行、あるいは旅行者が、特に教育旅行の場合はふえてきているのはうれしいんですけども、そのための補助金というのは大きく、財源の厳しいところで、それをどうにかかっているのかと。

以上4点について、ひとつお訪ねいたします。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） 私の方からは、除雪対策につきましてお答えしたいと思います。

はじめに、委託業者さんの作業員の健康状態についてということでしたけども、例年どおりうちの方では作業委託業者さんの方、面談というか面接というか面談をお願いしているわけですけども、その中で健康診断書、健康についてはその面談の中で当然やり取りはしているわけですけども、その診断書の提出までは至っていないものであります。

それから、除雪の作業員の年齢、高齢者対策と申しますか、につきましては、実際

今年度も委託している業者さんの中には70歳を超えている人も何名かいます。そういう方に対しましては、今言ったとおり、その面談している中で健康状態、その辺を当然確認していますし、そういう高齢であるそういう業者さんに対しましては、後継者といますか、若い作業員の確保についてもお願いしているところではあります。

それと、除雪のロス時間につきましては、昨年と今年、大幅な路線の変更はしておりません。そういう中ですが、この後も議員指摘のとおり、効率的な除雪を行わなければ当然いけないということですので、路線の見直し等含めて効率的な除雪に努めていきたいと考えております。

以上です。

**○委員長（笹川圭光君）** 木元企業局長

**○企業局長（木元義博君）** 水道事業の誤徴収に係る返還金の関係でございますが、改めて市民の皆様には、ご迷惑をおかけいたしました。

五城目町でも本市と同様な事例がありまして、元年まで遡って返還するという、そういうふうな新聞記事を拝見しております。本市につきましては、顧問弁護士の見解を参考にしておりますが、民法の返還義務、それから債権の10年行使との規定によりまして10年間遡っての返還とした予算措置をしております。

民法の規定を超えたその返還の根拠につきましては、地方自治法に基づくわけでございますが、今回の設計審査手数料等については、文書の保存期間は10年となっております。その大半については、本市においても元年分までは保管されております。ただ、一部の資料が見当たらないというのもございます。このことについては、書類があるもの、ないものですので、書類の管理上、適切ではなかったなというふうにも考えており、またこのことについても大変申し訳なく思っています。

こういうことからしまして、還付の基本となりますその書類が全て保存されていない、こういうふうな状況からしまして、返還については民法の規定に基づいて10年間遡及し、返還したいというふうに考えてございます。

さきに産業建設委員会の協議会でこのことについて報告しまして、ご意見として資料の整っている合併時まで遡って返還したらどうかという、そういうようなご意見もいただきました。このことについても書類は整っているわけですが、そうすればその合併前、ちょっと前の人で書類のない人は戻されないのかと、そういうふうな異なっ

た、片っ方は戻す、片っ方は戻さない、そういうふうな異なった対応にもなってきますので、言ってみれば地方自治法ではいついつまで戻すというふうなその根拠もありませんし、そういう観点からもしまして支出のその根拠も示せないということで今回は民法の規定どおり10年間で返還させていただきたいと、そういうふうな考えでございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） 私からは、教育旅行に関することについてお答えいたします。

議員からもお話のとおり、来年度につきましては13校から1,853名という方がいらっしゃる予定となっています。そのうち新規が8校ということで、非常にありがたいと思っております。こちらにつきましては、やはりユネスコの無形文化遺産登録の効果、あるいはこれまでファムツアーですとか、これまで修学旅行でおいでの先生方が他校に行っても男鹿の方には是非来たいということでおいでいただけると。また加えて、既存のその補助事業の効果が着実に上がっていると、こういったことの積み重ねの結果だと考えております。

補助金の今後につきましてはですけども、平成31年度につきましては現状のスキームの補助事業をできれば継続してまいりたいと考えております。

また、平成32年度につきましては、議員からもご紹介のとおり14校2,300名を超える方が現時点では予定ということで、非常に多くの方がいらっしゃる予定となっています。平成32年度以降につきましては、今後その補助金の手法につきましては、検討してまいりたいと考えております。

また、議員からご提案ありました首都圏からの誘客につきましてはですが、現状、7校中2校が東京から来ております。また、来年度も13校中の2校が東京からという状況にあります。こちらの拡大につきましては、是非ご提案のありましたJTBとも協力しながら、拡大について進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤債権管理室長

○税務課債権管理室長（佐藤淳君） 私の方から外国人の国保税の滞納状況についてお

答えいたします。

現在、国保税の外国人滞納者は3世帯であります。金額は206万2,780円あります。このうち1世帯1名は、もう帰国されておまして、現在こちらには住んでおりません。また、2名につきましては、随時折衝をしておまして、分納という形で納付させております。

以上であります。

**○委員長（笹川圭光君）** 再質疑ありませんか。3番

**○3番（畠山富勝君）** 最初の除雪については、言葉の面接、やり取りで健康状態を聞いていると。今この業務に携わるときに、私の従業員は、私の委託作業員は、私は健康状態全く悪いですってという人は誰もいねすよ。当然だす、仕事しでんだから。だから、やっぱりそういうきちとした医師から診断書を添付してもらって、そして委託をお願いしていかないと、あとあとそういうふうな体の具合が悪くなったりすれば、やっぱりお互いに迷惑な話なんですよ。何とかひとつ、十分にその辺をやっぱり精査していってほしいと。

また、ロスについては、やっぱりしっかり本当にね、かなりのその無駄な、それで1時間何ぼってあれだべ、その容量に、重機にもよるけども、そんなに安いお金でないでしょ。かなりの高額なるすもの。それを空で走っていくと。あえてやっぱり帰りとか、隣の集落に行くときは、楽なもんだ。除雪もしないで、油もそんなにかからないでいくと。ですから、やっぱりそれぞれもう一回その業者と話し合っ、行政が主導をもっていくと、毅然として。何回も言うように、既得権得たように、縄張り争いでここは譲れないと。新しく入った業者はまやまやでどごさやらいでみだり、それにその人方もよしとしてきたべども、やっぱりあなた方が今度、もう一度この図面と照らし合わせて、やっぱり真剣に考えていかないと、このお金のない、だから私がいつとも言ってるのは、厳しい行財政の中において、みんなが同じ考えを持ってやっぱり無駄な金はどこにあるのかというものをやっぱり考えていっていただきたいという意味合いの中で今言ってるのでね、何とかひとつよろしくお願いします。

外国人の滞納については、原因というのはそういうふうにせば、どういう原因でこういうふうになったと推定されるすか。雇い主もいる。あっここになってくれば税務課でね、俺の所管の方になるか。まずいい、へば。すいません。

それから、だから企業局のその消費税については、最終的には民法だとか云々と、書類のあるものとないものが遡ればあると。ですから不公平だと。そうすれば、書類のある人に戻ってもらわないの、これ不公平にならないんですか。何かやっぱり市民的な感情からいけば、金銭そのものでなくて、その行為っていうのはやっぱり何か釈然としないものがあるのではないかなと私自身も、じゃあどうすればいいという提案も、それ提言的なものも今ちょっと探していますけどもなかなか出てこない部分がありますけども、何回も言うとおりの、最終的には民法だとか云々とかというものでなくて、やっぱりもうちょっと何か方法ないのかなという思いです。

それから、観光客誘致、特に修学旅行の補助金2020年度は考えるということですが、この中身を言いますと、何もその1人2,000円の補助金出しても、何回も言ってるように1,000円は学校だと。ですから、私はその1,000円をお金でなくて、男鹿市内で使えるような、土産を買っていけるような商品券にしたらということでは実施された。前から言ってきたけども。今のこのエージェントというのは、1,000円もらったから連れてくるとか連れてこないとかの問題でないわけですよ。修学旅行を決めるのはエージェントでもなくて、今ここに教育長も学校長もいるけども、学校が決めることであって、最終的には学校の校長が判子押すんだらうけども、中身についてはその担当の職員が決めるわけです。この場合は、もう、今年じゃあ行きましょうでなくて、やっぱり計画的に来年、再来年に行きましょと。男鹿の場合は、特にこう胸を張って言ってるのはアクセス悪いです。それでも男鹿に来れば、もうほかのところ回らなくても集約されていると。修学旅行には適しているところなんだと。ですから、まず足を運んで歩かねばならない、これが基本だと思うすよ。だから、この2,000円なんていうのは、私はむしろ1,000円にして、業者さはもう、エージェントさはやらなくてもいいのではないかと私は思います。今年からでも、来年からでもね。だってこれ、業者1,000円もらって、だって何回も言うとおりの、そういう大手のJTBだの、そういうところにそんな金でねんだもの。学校がとにかく男鹿に行きたいんだと、そう思わせるようなやっぱり、足を運んで歩かなければならないのが私は基本だと思います。これが今日のこの今年の900人から再来年の2,000人と。こういう大きい学校なんか、先生もわかっているとおり、連れてくる職員なんて5人、6人でね。やっぱり何十人もついてくる。ここに挙がっ

ている今、何千人というのは、今言ったのは、生徒だけであって、ついてくる職員も入れるとまだまだ。そしてこれがいわゆるリピーターづくりになるんだと、私そう思っておりますんでね、何とかひとつその補助金等については見直ししながら、そのお金っていうのは、やっぱり関東とかこれからユネスコの登録について、やっぱりこれが機会ですので、もちろんこれが行政のやるべきことであって、あるいは観光協会ですべきもの、一番大事なのは受け入れ側ですよ。一般の方が、このナマハゲがユネスコに登録されたときに、これが世界のナマハゲ、登録されたナマハゲかと思われなようなやっぱり一般市民がどう対応していくかですよ。今ここにいる我々同士、議員だって職員だって、ほとんど大晦日にナマハゲは入れてると思ってるけれども、なかなかやっぱり一般市民には自分で入れないで、今度、大きな口をたたくと。市長は先代の、先人の贈り物だと言うけれども、やっぱりその無条件で、無条件ですよ。時の当番人として自然に意識がわいてきて、この行事がやってきてるのであって、それが途中から今度二つに分かれて、文化的のものを守らなければならないって無意識的なものと、これをやっぱり何とかひとつ経済的な効果を得ようとするこの2つに分かれてきたわけですよ。それが大きく今度ウエイトを占めてきたから、変な形になってきていると。きちっとしたそのものが、あるべき姿というものがなくなってしまってやってきてるから、こういうふうになってきているのだと。それはそれで一般の市民方に、どう意識させるかというのは、なかなか難しいことですがけれども、今の旅行、これからのやっぱり観光を主としていくのであれば、同じ予算でもちょっと効果的なものを考えていっていただきたいと。来年からでも、来年度からでもやねってもいいと思うんだよ、エージェンツあたりでも。その分やっぱり、何回も言うとおりに、行けばやっぱり、いやあ来てくれたかと、そして男鹿の説明しないと、やっぱりへんぴに思われてるから、なかなか来にくっていうところがあるわけです。だけれども、来てしまえばもう、すごいとこだという評価を得ているので、まずそういうふうな私の意見です。もう一度その何であったっけ。申しわけねす、企業局長には、自分の代でね代々でやって運悪くあなたが局長なったっきゃこんなことで大変気の毒だと思っておりますけれども、もう一度ちょっとあれですか、その辺のところをお願いします。

それから、外国人の、じゃあどういう原因でそういうふうになっているのか。今後、ますます起きてくる可能性があるんでね、その辺をちょっとあれですか、答弁しても

らえぬすか。

○委員長（笹川圭光君） 木元企業局長

○企業局長（木元義博君） お答えいたします。

資料が一部なかったっていうこと先ほどご報告しましたが、資料がすべて整ってれば問題なかったわけですが、資料のある人に戻すということは、現実的にその資料がなくてどなたかはわからないわけですが、金額としては明らかに払ってるんだけど、その事実はあるということで、逆にそちら側とすると、払うことも一つの異なった対応になろうかなというふうに考えていますので、先ほどその民法と言いましたが、一つの根拠を求めた場合に、やっぱりそこに企業局としては求めなければいけないのかなと、そういうふうに考えています。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤債権管理室長

○税務課債権管理室長（佐藤淳君） 外国人滞納者の滞納となった原因は何かというご質問でありますけども、この外国人の方々はやっぱり会社、自営業関係の方でして、やはり会社の経営がうまくいっていないような状況下であります。そのために、やはり資金関係、その他の諸々の条件がありまして滞納になったというふうに考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） 修学旅行への補助金につきましてですけれども、議員からお話ありましたとおり、大変生徒へのお土産等の購入の補助、このあたりが好評というふうに伺っています。このあたりの存続を基本としながら、平成31年度予算の中でも検討してまいります。

以上です。

○3番（畠山富勝君） わかりました。特に今の質問の中で企業局の消費税については、私個人としては了解いたしました。ありがとうございました。

○委員長（笹川圭光君） 3番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

次に、12番進藤優子さんの発言を許します。12番

○12番（進藤優子君） それでは、私からもちょっと質問させていただきますけれど



も、今、畠山委員がおっしゃったこととかぶっているようなところが2点ございますけれども、質問させていただきたいと思います。

はじめに、7款の商工費、観光誘客宣伝費についてということで、観光誘客宣伝費はまず措置されているということでございますけれども、今年オガレがオープンしました。そしてまた、先日はナマハゲのユネスコ無形文化遺産への登録ということで、男鹿に本当に人が来ていただくという部分では、すごい環境が整ったのかなというふうに思っているわけですが、今定例会の一般質問の答弁で市長もおっしゃっていましたが、オガレが交流人口の増を目的にして建てられた施設だということと、リピーターが訪れる、愛される男鹿にということをお話をされておりました。西海岸を回っての周遊ということを視野に入れていただいている部分だと思いますけれども、今年は北浦の雲昌寺さんのあじさい寺というのも非常にSNSとかでもすごい世界で一番訪れたいくなるというふうな素晴らしい宣伝とかもございまして、チケットというか、大人の方のそのチケットの分で4万5,000人近くということで、子どもも含めると7万人近くの方がそのあじさいを見にいらしたというふうにも伺っております。ただ、そのいらしていただいた方、オガレで今般、市長の説明要旨とかにもありましたけれども、10月であれ、11月であれ、この交流人口というのは非常にふえて、昨年度と比べて8月が21.8パーセントの増、9月が47.4パーセントの増、10月が31.6パーセントの増ということで、非常にいらしている方はふえているということは誰の目に見ても明らかなんですけれども、この雲昌寺もそうですけれども、実際こうやってたくさんの方が訪れていただいていたわけですが、それが実際なまはげ館であったりとかGAOであったりとか、そこにじゃあその来ていただいた方の人数が反映されているという言い方はちょっとあれですけれども、そこにじゃあ滞在というか寄っていただいているのかということ、現状として多分数字で持っていらっしゃると思うんですけれども、それは明らかに反映されていない数字ではないかなというふうに思います。その誘客宣伝ということで、市長これもおっしゃっていましたが、宣伝下手だすものなっていう言い方を一般質問の中でおっしゃっていたかなというふうに思うんですけれども、いろんな形でお金をかけて宣伝をしていただいているものだと思いますけれども、西海岸へ回したい、市内を周遊していただきたいというのであれば、いろんな形での施策は今、DMOとかと連携しな

がら進めていただいているものだと思いますけれども、それが形になって見えないというのは非常に残念だなというふうな思いはしておりますけれども、今後、今ちょっと冬に入るわけですけれども、今後の誘客宣伝の宣伝費を使ったり、また、いろんな広告媒体とかいろんな部分があると思うんですけれども、この展開についてはどういうふうなお考えをお持ちなのか、そこをお聞きしたいと思います。

2点目が8款の土木費の道路維持費についてなんですけれども、予算書で言うと30ページになりますけれども、この2目の道路維持費の役務費の500万円の手数料の減額というのの内容についてちょっとお知らせいただければと思います。

それとあと、これ同じような内容で申しわけございませんが、除雪の体制についてということで、先ほど昨年と大きく変わったところはないというふうな建設課長からのお話もございましたけれども、今年度の除雪費は、現段階で予算はどのくらい取っておられるのかという部分と、体制というか、新しい方あまりいらっしゃらないということだったんですけれども、昨年でしたか、新しい方が入ったことによって非常に苦情が多かったときがあったかなという認識してるんですけども、除雪体制の変更等が、大きな変更はないということだったんですけれども、新しい方が入られたような形はあるのかどうなのか、そこの辺についてお聞きしたいと思います。

4点目が福祉対策についてということで、今定例会で敬老祝金の見直しということで条例が出ております。この敬老祝金については、数年前にちょっと新たに、新たにというか今の形にするということで話し合った経緯があるなというふうに思っておりますけれども、財政が非常に厳しい中でいろんな部分をということで敬老のお祝いへの思いは残してという部分なんだと思います。でも、これがまず今、じゃあ今定例会、最終的にどうなるのかっていう判断があろうかと思っておりますけれども、この形になったものが、またじゃあその来年また変更になるとか、毎年毎年変更になっていくものではないと思っておりますけれども、まずある一定でこうなりましたよという、その年齢に達する人は、あっ自分はもう少しすると、80歳なら80歳で敬老祝金がもらえるんだとかって思ってたときに変更になって、もらえなかったっていう方も過去いらっしゃったと思うんですね。そういった中で、一たんというか決めていただいたものが財政的な部分が一番大きな部分だと思いますけれども、それで数年単位で変動していくというようなことは、今後想定されるものなのかどうなのか、その点についてもお

聞きしたいと思います。

敬老祝金というのは、高齢者の方に対しての敬老をお祝いするという部分ですけれども、今定例会で佐藤巳次郎議員からもちょっとお話がありましたけれども、子どものすこやか子育て応援米というものが今年度なくなりました。そのなくなったときに私ちょっと委員会の中で、じゃあそれに代わるものを何かできないのかということをお伺いした経緯があったんですけれども、過疎債を使っているんで、その七百数十万円が、それが直接ほかの事業とか何かに移行できるものではないとお伺いしました。新たに県のすこやか子育て支援事業の方に移行して、その中で支援をしていただいただけというお話であったかと思います。県の子育て支援事業、これ、小さいお子さんのいらっしゃる方々が保育園だったりとかそういう方々が恩恵を受けられるというような形で、ちょっと見てとれるなというふうに思います。男鹿市で子どもの貧困に対する調査を行っていただいていたと思いますけれども、子どもたちの学年が上がるにつれて教育費であったりいろんな部分でかかるお金が大きくなっていくというのも、その調査でも出ていたものと認識しております。その施策のマップも見てみたんですけれども、小学校であれば児童クラブであったりとかいろんな部分が施策としてあるんですけれども、じゃあ高校生は何かになって見て見たときに、奨学金の貸与、借りる方はそこに該当というかなるんですけれども、じゃあ何かあるのかなというのを見たときに、子育て応援米としては高校生までの支給であったかと思います。そういったものが何というんでしょうかね、福祉的な部分でその恩恵を受けられなくなった方が、じゃあ自分たちはっていう思いはないのかなっていうふうにも思いますので、お金をかけることだけが施策ではないのではないかなっていうふうにも思いますので、何かそれにとって代わるようなものはないのか、そしてまた、数年前にはインフルエンザの予防注射、中学生まで対象だったものが今は小学生ですね。という形で、何か狭められている部分が、感じている方がたくさんいらっしゃる中で、何か子どもたちというかね、子どものいらっしゃる家庭に対しての支援策のようなものは、今後考えていかれるような考え方はないのか、その点についてお聞かせください。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） 私からは、観光に関する点についてご説明申し上げます。

議員からもお話のとおり、オガールが開業しまして客数がふえているということに

つきましては、議会の冒頭の市長の報告でもお知らせしているとおりでございます。

この9月から11月に関しましては、JRの秋の繁忙という期間でもございましたので、各施設とも客数が伸びてきているところでございます。加えて11月から12月の頭ですが、やはりユネスコの無形文化遺産登録ということもありまして客数がふえてきているということを、施設から報告を受けております。

例えばなまはげ館ですけれども、12月の頭の日曜日につきましては、前年度の3倍以上のお客様がお見えというふう聞いております。こういった形で、ナマハゲの無形文化遺産登録の効果というものは、非常にあると考えております。

今後の展開についてであります。まずは冬の誘客というところを今取り組んでいるところでございます。年末のナマハゲ行事につきましても見学ツアーというものをDMOが中心に今企画をしているところでございます。加えて1月、2月のところでも、温泉郷を活用しました誘客イベント、五風なまはげ祭りというようなものを企画しまして、誘客を柴灯まつり以外の期間中にも少し伸ばせないかということを検討しております。こういった形でナマハゲの露出を観光客の増加の方にぜひ生かしてまいりたいと思っております。まずは、この流れをつくりながら、春以降のところ、また、議員からもお話ありました雲昌寺のあじさいといったものもございまして、雲昌寺のあじさいにつきましては、より雲昌寺から各施設への流動ができないか、そういったことも今後工夫して取り組んでまいりたいと思っております。

また、西海岸につきましては、この9月末でホテルきららが残念ながら休館ということになりました。ただ、今、新しい施設の購入といえますか、購入されたというふう聞いておりますので、そこの業者さんが早く営業開始いただくということを期待しているところでございます。

以上です。

**○委員長（笹川圭光君）** 畠山建設課長

**○建設課長（畠山喜美君）** 私から道路維持費につきましてお答えしたいと思います。

役務費の500万円の減額につきましては、これは手数料の500万円減額ですけれども、これはその下の15節工事請負費500万円増額となっておりますので、振りかえということになっております。手数料としては、側溝とか暗渠の清掃、草刈り、樹木の伐採、土のう設置などそういう手数料を使って小規模な道路の補修等を行って

おりますけれども、今年度、そういう使い勝手がいいといいますか、そういう形で予算の方、手数料の方を増額したんですけれども、例年どおりの額の執行が予定されるということで、その500万円の方を工事費の方に振りかえて今回計上しております。

それと除雪につきましてですけれども、除雪の体制につきましては、今年度も昨年と同様、市内を9ブロックに区分しまして、影響の大きいようなバイパス路線、それから主要幹線道路等を重点的に考えて除雪の計画を立てております。

除雪車の借り上げ、作業委託ですけれども、これにつきましては昨年と比較して1社減の32社となっております。それで除雪機械の方も1台減の82台というふうになっております。直営車、若美地区の方につきましては、昨年と同様ではないですね、昨年と作業員の方が11名で、そして6台の作業車を使って除雪作業をするということになっております。

以上です。

**○委員長（笹川圭光君）** 小澤田福祉課長

**○福祉課長（小澤田一志君）** 敬老祝金について、今回改正された場合、このあとまたさらに改正されるのかと、想定されるかということでございますけれども、前回の改正、平成27年の3月だったと思います。それから3年たっていますけれども、今回、議員おっしゃられたとおり、市の財政状況、まず大変厳しいということは皆さんご承知のとおりだと思います。その中で市の事業をすべて見直すということで、今回まず敬老祝金について見直してございます。

今後ですけれども、さらに財政状況が悪化するようなことがあれば、やはり何年かの期間を置いて事業全体を見直すことになると思いますので、そのときは再度見直すことがあると私は思っています。

以上です。

**○委員長（笹川圭光君）** 伊藤健康子育て課長

**○健康子育て課長（伊藤徹君）** 私からは、子育て支援の対応につきましてお答えをいたします。

一般質問にもございまして市長も答弁しておりますけれども、子育て応援米をやめるに当たりまして、その代替策といいますか、その代わりにすこやか子育て支援事業の拡充と、それから新たな子育てファミリー支援事業、こちらを県と協調しながら

やっていくというふうに答弁してございますけれども、そのほかにもですね確かにインフルエンザの予防接種事業でありますとか、それからおがっこネウボラによります妊娠、出産、育児包括支援事業などもございまして、包括的に子育て支援は行っていく所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子君） ありがとうございます。観光誘客宣伝費については、今、9月からちょっとふえてきているということで、ナマハゲの本当にこれから12月31日、ナマハゲの本番の時期でございますので、どうか来ていただいた方が市内全域を回っていただけるような形をこれからまた力を入れてやっていただければなというふうに思っております。効果がある今が非常に通っていくということが大事になってくると思っていますので、よろしく願いたいものだなと思っております。

観光、オガーレもその目玉としてという部分ですけれども、これから冬の間、やっぱり売物がないとか、なかなかという部分が出てこようかと思っておりますけれども、その6次産業化、それに力を入れていくということでございました。その6次産業化の商品をつくったりということを考えたときに、加工品をつくる場合、やはりその加工所というものが必要だと思うんですね。その加工所、保健所等の検査とかあると非常に厳しくて、誰でもかれでもできるかというとなかなか難しいって。それで、いろんなことにチャレンジできないでいるような人がいるというふうなお話も伺います。皆さんが使えるようなところって考えていいのかどうなのかちょっとわかりませんが、そういった加工所で利用できるような場所があれば、またそういった6次産業化というのも進んでいくのではないかなというふうな形でも考えているんですけれども、そういったお声とか、そういった考えはないのか、そこら辺についてもお聞かせいただければと思います。

道路維持管理費の500万円については承知いたしました。

除雪の方なんですけれども、1社減って32社ということでございましたが、この除雪というのは、どのぐらい降ったら除雪をするとか、そういった基準とか、それは業者さん判断任せになっているのか、そこら辺についてもお聞かせいただければというふうに思います。

あと、福祉対策についてですけれども、すこやか子育て支援事業の方に移行してっ

て、そこら辺で相談体制とかいろんな部分で手厚くという部分でございましたけれども、包括的という部分ではおがっこネウボラ、非常に大事な役割を果たしているものだど認識はしております。小さい子ども世代以外の方々が相談とかそういった、子どもたち、小さい子どもさんを連れてお母さんたち、保健センターに行くとか有効であったりとかはするんですけれども、それ以外の子どもさんたちとなると教育委員会の方になるのか、ちょっとそこら辺の相談体制であったり支援体制というのは、どんな形になっているのか、そこら辺もお聞かせいただければと思います。

○委員長（笹川圭光君） 菅原課長

○男鹿まるごと売込課長（菅原章君） 私からはオガーレの加工所のことでお答えいたします。

オガーレの方も議員ご承知のとおりといいますか、加工品の拡充というのが非常に求められております。そういった動きの中で株式会社おがとか、ドリームリンクとか、この辺とかともいろいろな話をしているところなんです、中でドリームリンクの方でひとつ今、工場をつくれないうことで具体的にちょっと場所を選んでいただきますか検討しておるところでございまして、私どもと今検討しているところでございます。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） 除雪の出動の判断基準についてでありますけれども、それにつきましては降雪量が10センチを超えた場合、それと吹き溜まりが生ずる恐れがある場合ということになっております。これはこちらの方からその都度、業者さんにお話するのではなくて、業者さんの判断でやってもらうこととなりますけれども、その辺につきましては除雪の会議、打ち合わせ等で、その辺は十分判断するようにと、その基準を守って除雪するよという話はしております。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤健康子育て課長

○健康子育て課長（伊藤徹君） 小さい子ども以外のお子さんに関する相談というご質問でございました。お子様の方から直接的に保健センターの方に相談ということは、まずめったにないわけですがけれども、やはり小さいお子様に限らず、ある程度大きくなったお子様を抱えた家庭の方からでありまして、発達障害に関することでありましたり、あるいは不登校などの難しい事案でありましたり、そういった相談を持ちか

けられるということはよくあることとございます。そのケースケースによりまして関係各課と対応しながら保健センターの方でいろんな相談に応じておりますので、どうかそういう問題の抱えたご家庭がある場合には、一度保健センターの方へ相談のお電話をいただければと思っております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 目黒教育次長

○教育次長（目黒雪子君） 私からは、小さい子どもさん、保育園児、小学生を持っている親御さんの相談窓口としまして、今、教育委員会の方では子ども・家庭・地域連携推進事業というのがありまして、ここで家庭教育支援チームの方が積極的に相談を受けております。相談の機会なんですけれども、例えば小学校の参観日とか、保育園の発表会とか、そういう場で気軽に相談できるようにお茶っこサロンというのを場所を設けまして、気軽に相談を受けるような形をとっております。大変保護者の方からは好評を得ております。今後もこの事業につきましては、推進していく考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子君） 今、ドリームリンクさんの方で工場というかね、そういうものを設置に向けてということとございましたけれども、誰もが使えるものになるのか、誰かが使えるものになるのか、ちょっとそこら辺あれですけれども、今のオガーレを見て、当初の何といいますか出店者が時間を待って並んでとかという感じは、まだ見受けられないところがございます。いろんな方が使って、いろんな部分で拡大というか広げていけるような形のものができればいいなと非常に考えるわけですけれども、今の冷凍CASにしても全員が使えるものなのかどうなのかちょっとあれですけども、出品者の方々が広く、本当に年金暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんでもお小遣い稼ぎにという、それが最初のスタートだったのかなというふうな感じで思っておりますけれども、まだそこは見えていないなと思っております。走りながら、変えるところは変えていっていただけるという部分もございましたので、1年目が、今が最低だというふうに市長もおっしゃってございましたけれども、その最低から本当にプラスについていうか、いろんな部分で本当にそのナマハゲのユネスコ登録もそうですけれども、今こう広がっていけるチャンスではないかなというふうに思っておりますの



で、そこを最大限に生かしていただければというふうに思っております。

あと、福祉政策については、いろんな部分で直接の恩恵という部分ではなかなか財政的には厳しいということでございますので、いろんな形で悩んでいらっしゃる方だけでなく、いろんな方々が相談であったりとか受けて子育ての部分で、あら、後退したのではないかなというふうな形では思われないうか、そういったふうな施策を展開していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 菅原課長

○男鹿市まるごと売込課長（菅原章君） ちょっと漏れておりまして申しわけありません。

共同利用等についてですけれども、今、ドリームリンクで考えている工場、こちらではどなたも使えるといったイメージではございません。ちょっと共同利用ということにはならないんですけれども、ドリームリンクさんの言っていたこととすれば、例えば地元の海洋高校とか、そういうところでいろいろレシピをつくったり、作品をつくったりしているものがありまして、そういった人方を将来的に雇用できないか、そういったことも視野に入れて、それで男鹿で加工所というものをつくれないうかという考え方のもとに今検討していただいているところでございます。

あと、急速冷凍の男鹿冷凍も、その会社でやっていることですので、特に皆さんで使えるといったものとは、ちょっと異なるものであります。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤健康子育て課長

○健康子育て課長（伊藤徹君） 子育てに関しまして、進藤議員のおっしゃるとおりですね、やはり現在の男鹿市の財政状況の中では、給付事業をずっと継続していくということはなかなか難しいものでもございます。やはりそういう中にありましても、子育て支援というのは非常に大事なことでありますので、相談業務でありますとか、あるいは国・県の補助、助成が見込める事業でありますとか、そういったところを活用しながら包括的に、妊娠、出産から大きなお子さんの年代のところまで包括的に支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 12番進藤優子さんの質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○委員長（笹川圭光君）** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次にお諮りいたします。本件をさらに詳細に審査するため、各常任委員会による分科会を設置し、ご配付しております分科会区分表のとおり審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長（笹川圭光君）** ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会に分科会を設置し、審査することに決しました。

次にお諮りいたします。予算特別委員会の審査日程については、本日と明日の2日間ですが、本日で委員全員による審査を終了いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長（笹川圭光君）** ご異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本委員会は、12月19日午前10時より再開し、各分科会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

---

**午後 3時00分 散 会**

# 予算特別委員会分科会区分表

総務分科会 議案第90号の条文、歳入全款、  
歳出1款1項、2款1項・2項・4項  
・5項・6項、9款1項

教育厚生分科会 議案第90号の歳出2款3項、  
3款1項・2項・3項・4項・6項、  
4款1項・2項・3項、  
10款1項・3項・4項・5項4目・5目・  
6項3目・7項  
議案第91号 議案第92号 議案第93号 議案第94号  
議案第95号

産業建設分科会 議案第90号の歳出5款1項、6款1項・2項・3項、  
7款1項、8款1項・2項・4項・5項、  
10款5項2目・6目・6項1目・2目、  
11款2項  
議案第96号 議案第97号 議案第98号 議案第99号  
議案第100号

